

久喜市

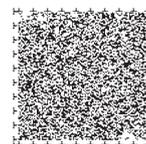
こども計画

概要版



令和7年3月

久喜市



久喜市こども計画の策定趣旨

【計画策定の目的】

本市では、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間を計画期間とした「くき子ども子育て応援プラン(第2期子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

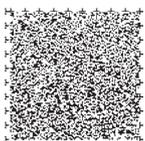
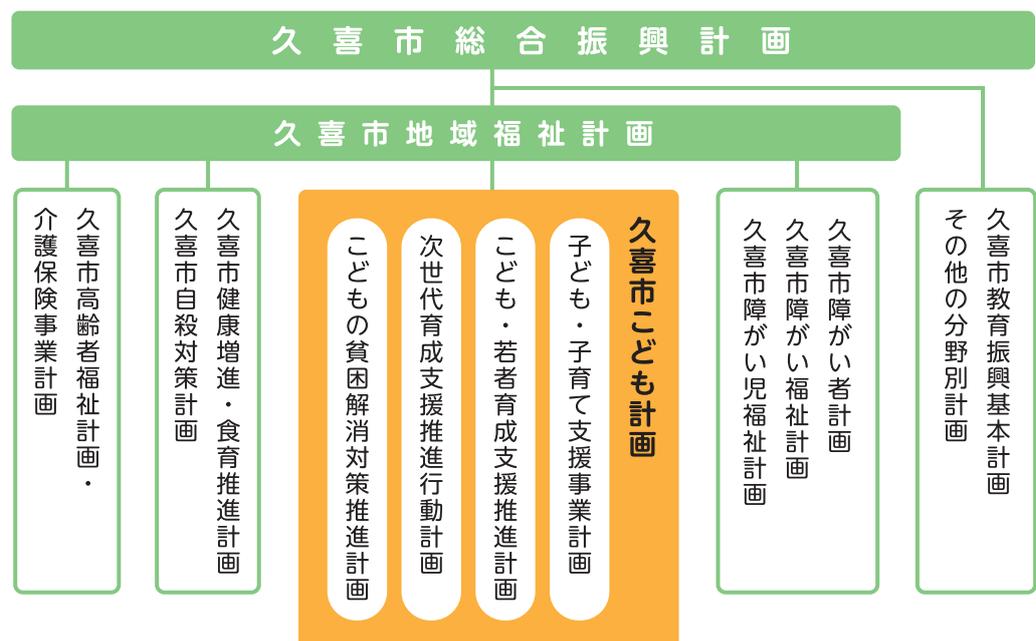
令和の時代に入り、少子高齢化が加速している状況の中、貧困やいじめ、不登校やひきこもりなど、こどもや若者と子育て家庭が抱える課題も顕在化し、様々な困難を有するこどもや若者、子育て世代へのさらなる取り組みが求められています。

このような中、国では、令和3(2021)年4月に「子ども・若者育成支援推進大綱」を策定し、こども・若者が社会の中で安心して成長し活躍できることを目指し施策を推進してきました。

更に、令和5(2023)年4月に「こども基本法」を施行し、同年12月には、次代の社会を担うこども・若者や子育て家庭などが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的として、6本の柱からなる基本的な方針を示した「こども大綱」を策定しました。

こうした流れを踏まえ、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、こどもまんなか社会の実現に向け、さらなる子育て環境の充実を図るため、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とした「久喜市こども計画」を策定します。

【計画の位置づけ】





【根拠法令】

■ 市町村子ども計画（子ども基本法第10条）

「市町村子ども計画」は既存の各法令に基づく子ども施策に関する計画と一体のものとして策定することができる規定されており、以下①～④の計画を包含しています。

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ② 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）
- ③ 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ④ 市町村計画
（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条）



【計画期間】

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年とします。

なお、国や埼玉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

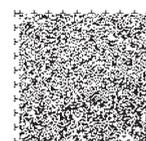


久喜市子ども計画の基本理念

～子ども・若者・子育て世代が育ち未来へつなぐまちづくり～

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。本市では引き続き、子ども一人ひとりの人権が最大限尊重されるように配慮され、次代を担うすべての子どもたちが健やかに育ち、子ども自身が持っている育つ力や個性を最大限に発揮し、大きな夢を描き飛躍することができるような環境づくりを目指します。そして、子ども・若者、子育て世代や地域全体が、「住んでよかった」「住みつづけたい」「住んでみたい」と幸福を実感しながら次の世代へつなぐことができるまちづくりを目指します。

この方向性を共有して推進していくため、「子ども・若者・子育て世代が育ち未来へつなぐまちづくり」を基本理念として本計画を推進していきます。

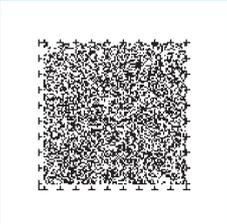
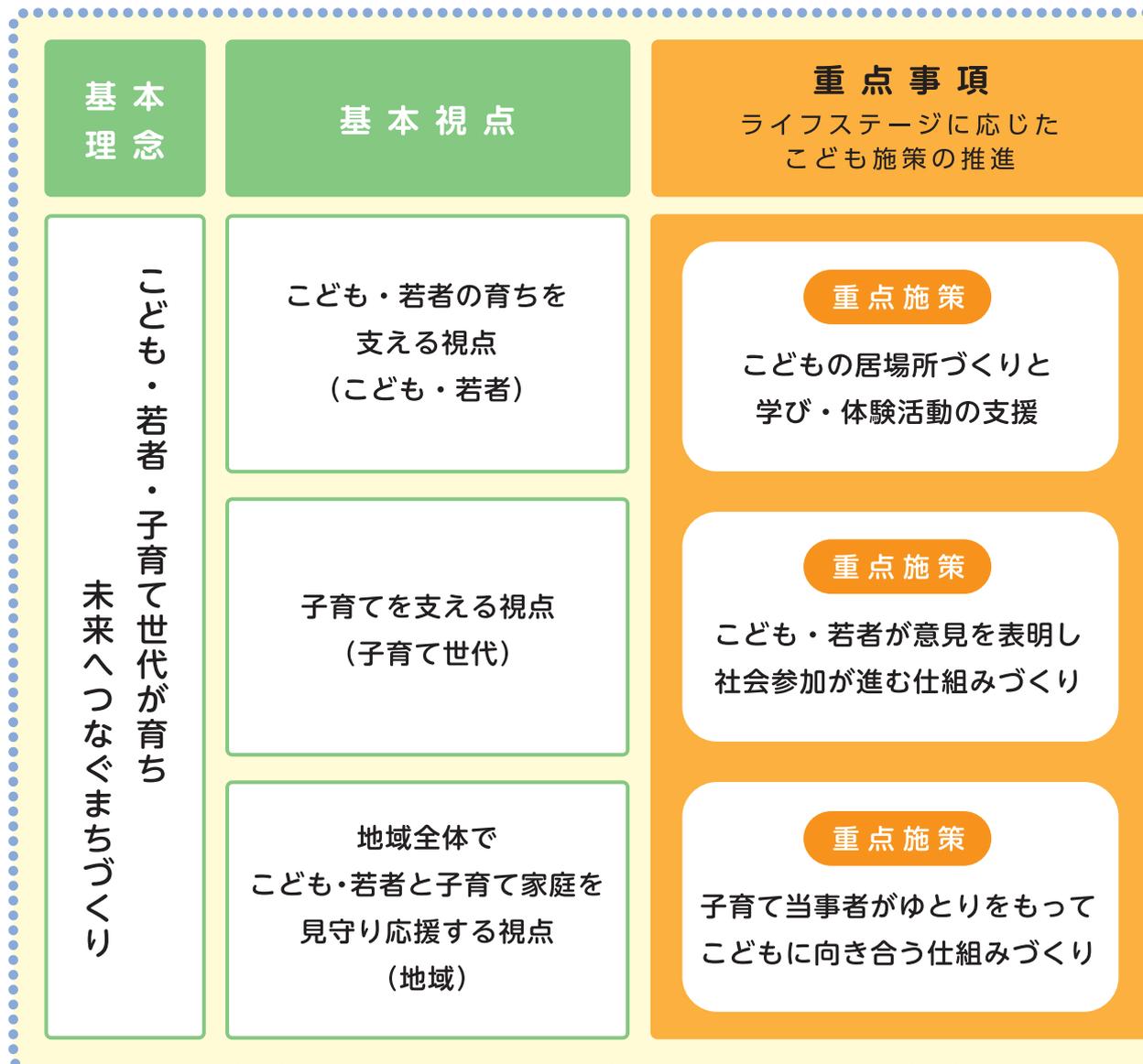




久喜市こども計画の基本方向

こども基本法と、本計画の基本理念等を踏まえ、こども・若者と子育て家庭を支援する施策の推進にあたり、1.こども・若者の育ちを支える視点、2.子育てを支える視点、3.地域全体でこども・若者と子育て家庭を見守り応援する視点を基本視点として取り組みます。

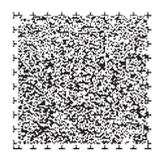
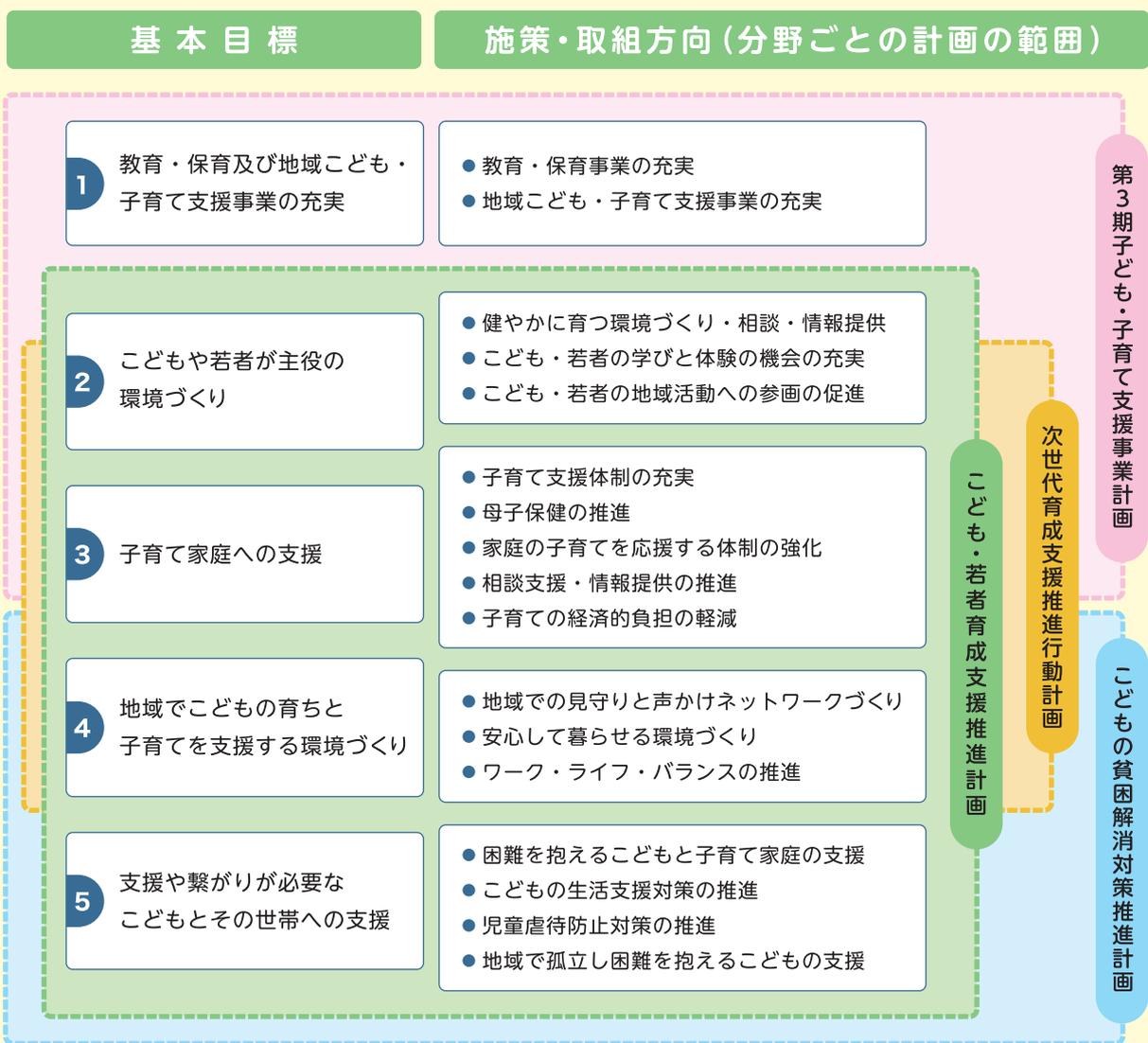
【施策の体系】





国は、こども大綱に掲げる6本の柱を基本的方針とした、「こどもまんなか実行計画」を策定し、こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示し、こども施策を推進します。本市では、この方針を踏まえ、本計画における基本理念を実現するための重点事項として、ライフステージに応じたこどもの施策を推進します。

また、こども大綱では、1.ライフステージを通じた重要事項、2.ライフステージ別の重要事項、3.子育て当事者への支援に関する重要事項を掲げ、『こどもまんなか社会』の実現を目指すこととしています。本計画においても、こども・若者、子育て当事者に関する施策の目標や方向性を定めるために3つの重点施策を掲げ、基本目標と取組の方向性から施策を展開します。



こども計画における基本施策の展開

基本理念の実現に向けて、基本視点や重点事項を踏まえて、課題となる分野ごとに基本目標を設定し、目標達成のために必要な施策を掲げ、それぞれの取組を推進します。

基本目標 1. 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の充実

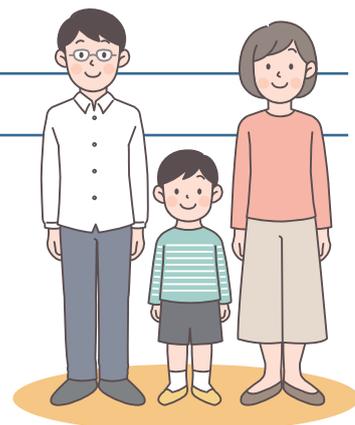
- 施策 1 教育・保育事業の充実
- 施策 2 地域こども・子育て支援事業の充実

基本目標 2. こどもや若者が主役の環境づくり

- 施策 1 健やかに育つ環境づくり・相談・情報提供
- 施策 2 こども・若者の学びと体験の機会の充実
- 施策 3 こども・若者の地域活動への参画の促進

基本目標 3. 子育て家庭への支援

- 施策 1 子育て支援体制の充実
- 施策 2 母子保健の推進
- 施策 3 家庭の子育てを応援する体制の強化
- 施策 4 相談支援・情報提供の推進
- 施策 5 子育ての経済的負担の軽減

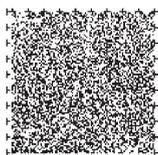


基本目標 4. 地域でこどもの育ちと子育てを支援する環境づくり

- 施策 1 地域での見守りと声かけネットワークづくり
- 施策 2 安心して暮らせる環境づくり
- 施策 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標 5. 支援や繋がりが必要なこどもとその世帯への支援

- 施策 1 困難を抱えるこどもと子育て家庭の支援
- 施策 2 こどもの生活支援対策の推進
- 施策 3 児童虐待防止対策の推進
- 施策 4 地域で孤立し困難を抱えるこどもの支援



第3期子ども・子育て支援事業計画

【教育・保育提供区域】

教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件や現在の教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

本市では、利用者の利便性に配慮しつつ、サービスに関わる需要と供給の適正なバランスを取るため、保育施設等については、第2期計画までは区域を細分化し、久喜・菖蒲地区と栗橋・鷲宮地区の2区域に設定してきましたが、これまでの利用ニーズや利用状況を総合的に勘案し、その他の事業と同様に、市全域を1区域として設定します。

【教育・保育認定】

保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

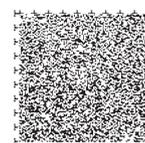
■認定の区分

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設			
			幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	3～5歳児	必要としない	○		○	
2号認定(保育認定)		必要とする		○	○	
3号認定(保育認定)	0～2歳児	必要とする		○	○	○

【教育・保育事業の量の見込みと確保策】

すべての子育て家庭が希望する教育・保育施設を利用できるよう、計画的に施設を整備し、提供体制を確保します。

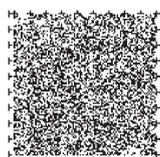
		単位	R7	R8	R9	R10	R11
1号認定	量の見込み	人	1,369	1,320	1,261	1,203	1,147
	確保策	人	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753
2号認定(3～5歳)	量の見込み	人	1,576	1,598	1,603	1,609	1,613
	確保策	人	1,638	1,638	1,638	1,638	1,638
3号認定(0歳)	量の見込み	人	130	129	127	125	124
	確保策	人	227	227	227	227	227
3号認定(1・2歳)	量の見込み	人	941	940	941	939	939
	確保策②	人	970	970	970	970	970



【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】

子育て家庭の多様なニーズに対し、きめ細やかなサービスを提供するとともに、子育て家庭が安心して子を産み、育てることができるよう、地域の状況に応じた地域子ども・子育て支援事業を通じて子ども・子育て支援の充実を図ります。

			単位	R7	R8	R9	R10	R11
利用者支援事業	基本型	量の見込み	か所	6	6	6	6	6
		確保策	か所	6	6	6	6	6
	特定型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
		確保策	か所	1	1	1	1	1
	こども 家庭センター型	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
		確保策	か所	1	1	1	1	1
延長保育事業（時間外保育事業）		量の見込み	人	739	746	753	760	767
		確保策	人	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
一時預かり事業	一般型	量の見込み	人日	6,176	6,237	6,299	6,361	6,424
		確保策	人日	13,920	13,920	13,920	13,920	13,920
	幼稚園型	量の見込み	人日	45,734	45,551	45,368	45,186	45,005
		確保策	人日	87,600	87,600	87,600	87,600	87,600
病児保育事業		量の見込み	人日	400	400	400	400	400
		確保策	人日	1,770	1,770	1,770	1,770	1,770
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)		量の見込み	人	-	39	38	37	36
		確保策	人	-	39	39	39	39
放課後児童健全育成事業		量の見込み	人	2,241	2,199	2,165	2,108	2,083
		確保策	人	1,457	1,522	1,557	1,592	1,627
子育て短期支援事業		量の見込み	人日	56	56	56	56	56
		確保策	人日	56	56	56	56	56
乳児家庭全戸訪問事業		量の見込み	世帯	815	845	871	893	914
		確保策	世帯	815	845	871	893	914
地域子育て支援拠点事業		量の見込み	人回	133,294	133,474	135,219	138,017	143,582
		確保策	人回	133,294	133,474	135,219	138,017	143,582
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)		量の見込み	件日	133	131	129	126	124
		確保策	件日	1,134	1,134	1,134	1,134	1,134
妊婦に対して健康診査を実施する事業		量の見込み	人	815	845	871	893	914
		確保策	人	815	845	871	893	914
子育て世帯訪問支援事業		量の見込み	人	14	14	14	14	14
		確保策	人	14	14	14	14	14
児童育成支援拠点事業		量の見込み	人	49	48	47	46	46
		確保策	人	49	48	47	46	46
妊婦等包括相談支援事業		量の見込み	回	2,445	2,535	2,613	2,679	2,742
		確保策	回	2,445	2,535	2,613	2,679	2,742
産後ケア事業		量の見込み	人日	280	292	300	308	316
		確保策	人日	280	292	300	308	316



こども・若者育成支援推進計画

基本方針

- 全てのこども・若者の健やかな育成
- 困りごとを抱えるこども・若者と家庭の支援

こどもや若者を取り巻く状況は大きな変化が見られ、情報化の急速な進展により、生活の利便性が高まる一方で、有害情報等が氾濫し、こどもや若者をめぐる環境に影響を及ぼしています。

深刻化するこどもや若者が抱える問題を、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護等、各分野を超えた連携や協働により、こども・若者の健全な育成のために施策を推進します。

施策1 社会全体の課題に向けた取組

施策2 暮らしにおける課題に向けた取組

次世代育成支援推進行動計画

基本方針

- 子育て家庭への支援の充実
- 地域でのこども・若者、子育て支援の環境づくり

子ども・子育て支援制度と、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を両輪として、少子化と人口減少の解決を図ってきましたが、コロナ禍による経済活動の停滞による働き方の変化や家庭生活への影響等もあり、引き続き取組の強化、推進が必要な状況にあります。本市では、本計画と一体化して次世代育成支援推進行動計画を策定し、仕事と家庭の両立や子育てをしやすい環境整備を推進します。

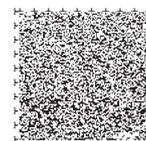
施策1 地域における子育ての支援

施策2 母性、乳幼児の健康の確保及び増進

施策3 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策4 こどもを育成する家庭に適した良質な住宅・良好な居住環境の確保

施策5 職業生活と家庭生活の両立の推進



こどもの貧困解消対策推進計画

基本方針

- 貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこども・若者が夢や希望を持つことができる社会を目指す

こどもの将来が生まれ育った環境に左右されることのない社会を実現することを目指して、本計画と一体化して市町村こどもの貧困解消対策推進計画を策定し、生活を取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に各施策を講ずるとともに、こどもの年齢や発達の程度に応じてこども・若者の心身が健やかに育成されるよう施策を推進します。

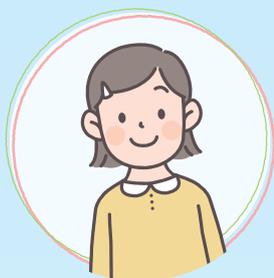
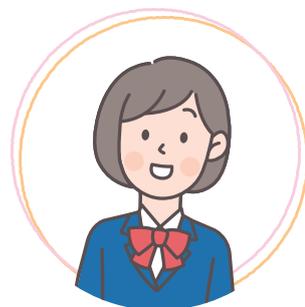
施策1 こどもの教育・学習の支援

施策2 こどもと子育て世帯の健康・生活の支援

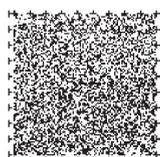
施策3 保護者の就労支援と生活基盤の支援

施策4 ひとり親家庭の支援

施策5 気づき、支援につなぐ仕組みづくり



この二次元コードは、スマートフォン等で読み取ると、内容を読み上げる「音声コード」です。



久喜市こども計画 概要版

- 発行年月 / 令和7(2025)年3月
- 編集・発行 / 久喜市 こども未来部 子育て支援課
〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85-3
電話：0480-22-1111(代表)